

青森県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

(平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合条例第八号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条第四項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續)

第二条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第三条 減給は、一日以上六月以下の期間、給料の十分の一以下の額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第四条 停職の期間は、一日以上六月以下とする。

2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。

3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第五条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。